

令和8年度新規奨学生 募集要項

三浦市

令和8年度新規奨学生を、三浦市奨学金条例に基づき次のとおり、募集します。

1 奨学生の資格（出願日において、次のいずれにも該当することが要件です）

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 日本学生支援機構第Ⅱ区分・第Ⅲ区分給付奨学金の採用候補者となっている者
(支援区分が第Ⅰ・Ⅳ区分、貸与奨学金のみ採用の方を除く)
- (3) 令和7年度中に高等学校その他教育委員会がこれと同等と認める教育機関を卒業した(する)者、高等学校卒業後2年以内の者又は、高等学校卒業程度認定試験合格（予定）者
- (4) 令和8年度新たに対象教育機関における修学（入学）を許可された者
※ 対象教育機関とは、大学等における修学の支援に関する法律に規定する大学、短期大学、専修学校の専門課程のことをいいます。
- (5) 学業成績が優れている者
- (6) 経済的理由により学資の援助を必要とする者

2 給付奨学金

日本学生支援機構給付奨学金の支援区分が第Ⅱ区分の方…10万円

日本学生支援機構給付奨学金の支援区分が第Ⅲ区分の方…20万円

※ 入学時の一時金のみの給付となります。

3 給付方法

奨学金は本人名義の口座あてに振り込みます。

4 採用人数

令和8年度予算の範囲内で選考により決定

※過去3年間は応募者全員に奨学金を支給（選考の結果、奨学金を受けられない場合もあります）

5 願書受付期間

令和8年2月2日（月）から3月27日（金）まで

※ 書類を持参される際は、必ず出願者本人も来庁してください。

6 出願に必要な提出書類（各1通）

- (1) 三浦市奨学生願書（指定様式・A3サイズ）

指定様式は、三浦市教育委員会教育総務課、南下浦出張所及び初声出張所において配付するほか、三浦市ホームページからダウンロードもできます。

【ホームページ→こども・教育→教育支援→大学生等に対する教育支援～三浦市奨学金条例に基づく奨学制度～】

- (2) 高等学校又はこれと同等と認める教育機関の成績証明書

高等学校卒業程度認定試験合格（予定）者の方は、合格証明書及び合格成績証明書

- (3) 出願者の属する世帯構成員全員の住民票

- (4) 出願者が対象教育機関（大学、短期大学、専修学校等の専門課程等）における修学を許可されたことが確認できるもの（合格通知書、入学許可書等）【写し可】

- (5) 出願者の日本学生支援機構の奨学生採用候補者決定通知書【写し】

7 選考方法・結果の通知

- (1) 奨学生の選考は、学業成績及び家計状況をそれぞれ点数化し、これらの総合点をもって行います。ただし、特に必要があると認めるとときは、その他の事情を総合点に加味する場合があります。

- (2) 選考の結果は、合否にかかわらず全ての出願者に文書でお知らせします。

8 出願先・問合せ先

神奈川県三浦市城山町1-1（三浦市役所第2分館2階）

三浦市教育委員会 教育部 教育総務課

TEL 046-882-1111 内線417

受付時間 土曜・日曜・祝日を除く 8:30~12:00、13:00~17:15

※事前相談や書類を持参される際には、来庁予約の上お越しください。